

補助金、交付金等の取扱い(その 2)について

補助金、交付金等の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

補助金、交付金等の取扱い(その 2)について

- 1 大野郡 5 町 2 村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。
- 2 大野郡 5 町 2 村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。
- 3 上部団体の負担金等は新市において調整する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会